

大津弘報

十二月号 主要記事

第七回大津町議会開催

町議会議員の選挙について

大津町派出婦人会誕生

大津町歳末大売出し

「社会福祉の店」設定について

保険給付に制限があります

診療費（一部負担金）の未払解消について

名刺交換簿の申込みは早目に

秋の大掃除を致しましょう

一月分のミルク配給が早くなります

結核健診をうけましょう

老令福祉年金はとによりに

国民年金の問題点

畑作土壌線虫防除について

干害に対する自作農維持創設

資金取扱状況について

危い少年の刃物や兇器の持ち歩き

「老人クラブ」設定の状況について

火の始末よいか、見直せもう一度！！

自衛官募集

十二月の納税は 固定資産税 保険税 第四期です

年賀状をお出しになる皆さまへ

遊興飲食税公給領取証完全交付（受領）運動を展開

税務署からのお願ひ

人権擁護の座談会を開催

第七回大津町議会開催

第七回大津町議会臨時会は十一月四日午前十時より招集された。

この日午前十時より開会西本議長より会期日程を語り会期の決定、議案第七十九号より八十号迄一括上提され坂本町長より提案の理由を各議案毎に説明され遂条的に慎重に審議された結果原案通り可決となりました。

町議会議員の選挙について

(選管)

現在の町議会議員は明年二月一日を以て任期満了となり一月中に選挙を行うこととなりますが選挙を執行する上に於て委員会として尤も苦痛を感じることは名簿の脱漏者であります。脱漏者の救済方法としては選挙毎に補充選挙人名簿を調製して居りますが申請期間が短期間なるため、折角の資格を有し乍ら補充選挙人名簿に登録出来ない人もありますので、選挙が行はれる場合は補充選挙人名簿の申告期間に注意して有資格者は直に申告期間内に申告して下さい。

補充選挙人名簿の登録要件は申告によつて登録することとなつて居りますので御注意下さい。その要領は区長、組長を通じてその都度連絡を申上げて居ります。ついでには明年一月中に実施予定の町議会議員の選挙には次の諸点に留意の上一名の脱漏者がないよう願ひ致します。

1、明年一月実施予定の町議会議員の選挙に用いる名簿は来る十二月二十日確定の名簿本年九月十五日現在で調査票を提出したものと十一月二十一日から一月中に行われる町議会議員選挙に用いる補充選挙人名簿の調製期日迄の間に選挙資格を有するものゝ申告による。

つて調製せられる補充選挙人名簿により行われます。その補充選挙人名簿の登録要件は十二月二十日確定の基本選挙人名簿に登録要件を具備していながら脱漏していたもの、一月中に調製を予定されている補充選挙人名簿の調製期日で満了となるものと及び住所要件が本町在住満三ヶ月以上のものとなつて居ります。

2、来る十一月二十日執行の衆議院議員総選挙に用いた選挙人名簿は来る十二月十九日を以て効力がなくなりまふ。但し衆議院議員総選挙の時補充選挙人名簿に登録された人である十二月二十日確定の基本選挙人名簿に登録されていない人はその効力を有しますので一月中に調製される補充選挙人名簿には申告の必要はありません。

基本選挙人名簿の登録人員について

本年十月三十一日調製期日現在の基本選挙人名簿の登録人員は次のとおりでありますので参考までお知らせ致します(確定は十二月二十日)

記

男五、八九〇人 女六、八〇六人 計二、六九六人

大津町派出婦人会誕生

大方のご要望により今回大津町派出婦人会(假称)が発足致しました。

登録会員数も未だ五名でご希望に充分おこたえすることが出来るかどうか分かりませんが、需要の状況をみなから段々と充足して行き度いと存じております。

会員は大津町の母子家庭の方に優先登録していたまい

て、給料は昼食備主負担で日給一五〇円ということにして居り、時間は午前八時半から午後五時までです。細部についてはご本人方のご相談によります。

申込は役場厚生課(電話大津三三番)前日までにて連絡願ひます。

(大津町母子会)

生活保護制度による困窮家庭に対する保護費の基準は
 大体一人約、五〇〇円であつて、先づ新聞に於ては
 基準額二六%の引上が検討せられて居りますが、何しろ
 現在の物価から対比致しますと相当低額であるように思
 われます。

社会福祉の先進地区に於きましては、昨年ごろより生

「社会福祉の店」設定について

活保護家庭に対して、その地域の商店が購買額の一割引
 をやり社会福祉事業に協力して居ります。勿論保護家庭
 よりは大変感謝せられると共に、全町民からも歓迎せら
 れ、町社会福祉の発展に非常に大きな寄與と役割とを果
 して居られるのであります。

我が大津町に於きましても先般米商工会の会員店をは

大津町歳末大売出し

- 1、期 日 12月1日より 12月31日まで
- 2、景 品 券 200円買上毎に 本 券 1枚
 100円 ヲ 補助券 1枚
- 3、賞 品 特 賞 雲仙温泉一泊招待旅行 60名様
 一 等 1,000円 8名
 二 等 500円 80名
 三 等 100円 800名
 等外空籤10枚にて粗品進呈
- 4、抽 せん 会 1月8日午前10時 大津小学校講堂
- 5、抽せん発表 役場前及び各新聞折込
- 6、旅 行 日 1月18日 19日
- 7、賞品引換期限 1月20日限り但し特賞は14日迄商工会に
 申出られる事
- 8、賞品引換所 商工会事務所(役場2階)

毎日前9時より后5時まで

じめ、未入会のお店にもこの「社会福祉の店」設営をお願い申し上げましたところ、続々とお申込をいただいた居ります。私共は社会福祉事業に対するご理解と御協力に對しまして心からお礼を申上ぐると共に、これを契機として町の福祉事業が更に進展し、明るい家庭により町づくりのために、全町民の皆さま方が深い関心と理解と協力を賜われますように衷心からお願い致します。

尚「社会福祉の店」への加盟店は店頭に標札が掲げられておりますので、併せてご内申上しておきます。

又「社会福祉の店」設定趣意書のご案内も或は勧奨の面に於て充分でなかつた点があつたことと存しますがこの趣旨に賛同をいたします。お店は今後とも貴地区に當民生委員を通してお申込下さいますよう重ねて御願ひ

申上げます。細部ににつきましては民生委員が詳しくご説明申上げます。

(大津町社会福祉協議会)

「社会福祉の店」に 感謝します。

此の度私達生家庭に對し大津町商工会及有志商店よりの御厚意により安価に物品の購買出来るように割引購買券を頂き厚く御礼申します御厚意を有意義に感謝しつつ使用させて頂きます。

(生保家庭の一主婦)

こんな場合には 保険給付に制限があります

最近自動車や單車が増へ事故も年々増加しつゝありますが、次に示す場合は国民健康保険法の規定により保険給付の制限を受けますから御注意下さい。

一、無免許（無許可）運転による負傷、疾病
法令で定められた運転の資格を持たないで自動車等を運転し、又は泥酔運転して事故を起し負傷した場合、自己の犯罪行為によるものとして保険給付を行わないこととなります。

二、泥酔、闘争による負傷、疾病
酒を呑んでけんかをしたりして負傷し又はその負傷が原因で病氣になったりした場合は、不行跡によるものとして保険給付の制限を受けます。

三、被保険者か賠償の対象になり加害者より医療費の支

払がなされて、いすが、被保険者の不注意により負傷させられた場合でも、加害者から受ける医療費自動車損害賠償保険金目録金等を含む、相当分については給付の対象外になります。

四、弘報三月号でお知らせしてゐますが、同じ病氣が満三年を過ぎても尚（全快）にならない場合はその病氣やけがについては保険給付は折切りになります。

これに該当する病氣としては肺結核、精神病、高血圧その他の慢性疾病があります。

尚転出転入婚姻等により被保険者の資格に異動を生じた時又は住所を變更した時は十日以内に届出をしなければ二〇〇円以下の過料が科せられることとなります。必ず保険証と印鑑を保険課に持参して所定の届出をして下さい。

(保険課)

診療費（一部負担金）の 未払解消について

国民健康保険で診療を受けるとその残は診療報酬として役場から残りの半分は一部負担金として被保険者からその都度病院や診療所に支払ふことになってゐます。

一部負担金の納入は保険税の納入と共に国民健康保険運営上重要なもので、一部負担金の滞納が多くなれば病院、診療所で国民健康保険による診療が困難になつて来ます。一部負担金や保険税の未納がある人は12月中には必ず完納して下さい。

名刷交換簿の

申込みは早目に

新生活運動の一環として大津町中央公民館では毎年一月元旦には公民館で小宴を開き名刷交換会を催して来ましたが、三十六年の正月元旦はこの一堂に会しての名刷交換会を廃し申込者の氏名を印刷してこれを配布し交換会に替へたいと思ひます。趣旨御賛同の方は五十円を添へ十二月十日までに公民館が役場総務課に御申込み下さい。

(名簿印刷の都合上申込期日は厳守します)

秋の大掃除を致しましょう!!

衛生係

大掃除については、すでに各区又は衛生組合毎に計画され既に実施済の地区もあると思いますが未だ終つて居ない家庭に於ては良い天候の日を選ばれ早速掃除される様実施の方法等についてお知らせします。

一、大掃除は人に見てもらふためではありません

戦時中は役場等から強制され、その検査に立入つたものですが、現在では、自主的に盛り上つた地区組織の運営に依つて計画し実施されるもので決して検査の爲の大掃除になつてはいけません。

二、何故掃除をするか

掃除とは汚物を取除いて始末する事です。この汚物は、ゴミ、ほこり、ちり、くす、炊事場から出た空びんその他の不要品、汚水、尿、糞便等を言いますが、

これら汚物に伝染病の原因であるバイ菌が附着しているので掃除をします。

三、掃除する場所

●家屋内では「たゞみ、寝具、押入れ、天井、倉庫、床下

●蚊、人工の発生場所では「水溜、どぶ、みぞ、流し炊事場、便所、ごみ箱、堆肥場、畜舎、ごみ捨場

●れずみの多い場所は「天井、床下、押入れ、倉庫、どぶ、みぞ

四、掃除が終わつた

たゞみの下はデードー類をまいた上に新聞紙をひろげその上にたゞみを敷き込んで下さい。

(厚生課衛生係)

一月分のミルク配給が早くなります!

ユニセフ、ミルクは毎月、一日に妊産婦及び幼児に対して配給致して居りますが、来年一月分だけは左記により配給しますのでお知らせします従つて来年一月は正月中は配給致しますので指定日に必ず配給を受けられるようにお願いします。

記

一、日時 十二月二十七日(火) 午前九時より十時まで

二、場所 大津町役場

三、印かん持参の事

(厚生課衛生係)

結核健診をうけましょう!

一般住民

このことについては例年、県のレントゲン車を借用し実施しているところですが本年も左記により実施しますので全員洩れなく受診されるようお知らせします。

尚理由なく健康診断に応じないといふ罰せられますので、結核予防法第三十六条により一万以下の罰金(念のため申添えます)。

又配布された受診票は住民登録台帳より転記したもので異動時に申告をされない方は記入洩れもあると思いますが当日その場で受付をしておりますから、それ等

の方も洩れなく受診して下さい。

記

一、ナイロンの下着類を着用しないこと。

二、胸にボタンのあるシャツを着用しないこと。

三、安全ピンその他金物類を下着につけないこと。

四、メリス、又は木綿類の下着で中央のみボタンのある物はきちんとボタンをとめておけばそのまゝでも良い。

※産婦その他病気で休んでいる方は当日、受診票を他の人に依頼して係に提出して下さい。

区名	(予定)実施場所	日	時
小林	本田精米所	十二月十二日	九時～十二時
今村	塚本	"	十三時～十五時
源場	区長宅	"	十六時～十八時
杉上	護川農協	十二月十三日	九時～十六時
杉下			
上中	上中公民館	十二月十四日	九時～十二時
御願所			
下中	新開公民館	十二月十四日	十三時～十六時
片又			
上陣内	上陣内公民館	十二月十五日	九時～十二時
上町	町神社前	十二月十六日	九時～十六時
中陣内	農協裏	十二月十六日	九時～十六時
下陣内	神社前	十二月十九日	九時～十二時
中島	原野商店角	十二月十九日	十三時～十六時
下町			
高尾野	公民館	十二月二十日	九時～十二時
引水	坂本商店前	十二月二十日	十三時～十六時
新村	岩下商店前	十二月廿一日	九時～十二時
灰塚	今村又喜方	十二月廿一日	十三時～十六時
馬場	平川小学校	十二月廿二日	九時～十二時
宮本			
飯宿	農協	十二月廿二日	十三時～十六時
多々良			
土嶺渡	区長宅	十二月廿三日	九時三十分～十一時三十分
下			
御所原			十三時～十四時

(註) 実施当日区長さん及び婦人会から応援していただく
 いて受診業務が順調に実施され受診もれのないよう
 に致したいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。
 (厚生課衛生係)

老令福祉年金は

としよりに

昨年十一月から始まった老令福祉年金は大変老人達に喜ばれ、としよりにいきがいと、ほのかな希望を与え福祉国家の有難さに感謝しているが或一部では受給権者で

あるとしよりに相談もせず世帯主が勝手に使用している
 と云う悪評もたつている。老令福祉年金は国民年金法の
 特例として設けられたもので「老人福祉の法」の趣旨を
 くんで必ず老人に渡し老人を喜ばせなければならぬ老
 人の意に反して不満を買うようなことは特につまない
 ものです。
 老人福祉年金はとしよりの手に!!
 (厚生課年金係)

国民年金の問題点

国民年金の適用者についてはその資格取得を交付
 しておりますが保険の徴収事務が明年四月一日から実施
 されることは法の定められている通りである。政府の方
 針に間違いがないが国民年金に対して各方面からの改善
 の要望にこたえて政府と党間に於て意見の一致した問題
 点について紹介します。

一、死亡一時金制度の創設

保険料のかけ捨てを嫌う被保険者一般の気持が強い
 ので、死亡一時金制度を設けることとして保険料納付済
 期間三年以上の被保険者で障害年金若しくは母子年金
 を受けてなかつた者又は老令年金の受給資格期間を満た
 しているが未だ老年年金を受けていない者が死亡した場合
 にその遺族に一時金を支給する。

一時金の額は保険料の納付期間に応じて一定の年数
 ごとに区分して定額で定めるものとしその額は被保険
 者の葬祭費に資する程度のものであつて保険料を納
 めて損はしなかつたという感じが十分である程度のも
 のとする。

二、老令年金の繰上減額支給

六十五才の老令年金支給開始時期まで待てないとい
 う者の希望に応ずるため本来の老令年金の受給資格期
 間を満たした者が六十才以上、六十四才までの間にお
 いて特に希望するときは六十五才からの老令年金にか
 えて減額された年金の支給を受けはじめることができ
 るようにする。この場合六十才から受給し得る年金額
 は本来の老令年金額のむね六割相当額となる見込で
 ある。

なお上記二点のほかできうれば障害年金、母子年金
 又は遺子年金の受給資格期間三年を短縮し減額年金を
 支給する特例を設けたいという考えで目下研究中であ
 る。

三、国民年金は政府がその補助金支出して福祉国家の美を挙げる社会保障制度であるからその資格の取得及び喪失その他の届出での義務を怠った場合は法律第百十三条の規定により五千円以下の罰金を科せられるから

資格届は必ず早急に提出されるよう注意が肝要、
(厚生課年金係)

畑作土壌線虫防除について

畑作農業の安定のため畑作振興対策が取り上げられる様になったが、何と云つても先づ生産力の増強が先決である。畑作地帯に於て生産を阻んでいる原因には色々あるが土壌線虫の被害もその大きな原因の一つである。

此の様なことから大津町では畑作振興の一環として土壌線虫防除対策を取り上げ吹田地区に五haを指定して防除推進を計て居る。

蔬菜特用作物の特産地が長つづきしないのも土壌線虫の被害による場合が多い。結局畑作振興には是非線虫防除を実施する事によつて生産力を増強し増収を計る外にない。

次に線虫とは………

(1) 線虫とはどんな生物であるかと申しますと、人間に寄生して居る廻の虫即ち蛔虫十二指腸虫の様に植物体に寄生し養分を吸取りしている小さな虫であります。寄生虫が人体に寄生しますと必要以上に無駄な栄養を要ししかも体力の消耗を見て居ると同じ様に植物の根に寄生して作物に被害を与えている事から肥料も存分に施肥栽培法を工夫しても結果的には随分無駄なことをしていたことになる。

(2) 線虫の種類

土壌線虫の中に数種のものが代表的なものを二、三種類を上げて見ると

作物名	使用薬剤	増収率(無処理一〇〇として)	使用薬量	場所
陸 稲	D—D	一〇三—一〇九%	二ヶ所調査	上大津農研
ニ ジ ン	D—D	一〇九—一八一 (被害根は売物にならない)	反当二〇〇 _〇 一尺平方千鳥孔に三〇C	〃
ダ イ ズ	D—D	一一〇—一一三	前作処理した陸稲脇作	〃
ビ ー ト	D—D	(糖分含量も普通三%か被害根は一五—一六%に少くなる)	反当二〇〇 _〇 一尺平方千鳥一孔三〇C	杉 水
甘 藷	D—D	一〇四—一一二	友間処理	高尾野
				矢護川

※本年度は吹田地区に五haの防除地を設定しているので作物の成育状況を機会があつたら御覧下さい。

(4) 根瘤ねこご 線虫

此の線虫は根の組織内に寄生して特有の根瘤を作ります。作物に甚大な被害を与えていた例えニンジン、ゴボ、サツマイモ、ビートに見受られるこの線虫に被害を受けると地上部では生育不良に成り根では外観が著しく悪く又根に成り減収するだけでなく、ビートなどでは糖分含量なども減退し全く売物にならない。

(5) シスト線虫

根瘤線虫のように特別な根瘤はつづらないが、線虫が根の表面に着生、あるいはけんすいして頭を組織内に突込んで加害し、体の大部分を外に出しているので外観は針の頭ほどの白粒がついているにすぎない。被害は地上部が萎縮化する。又根では外観は見受けられない。大豆陸稲系に被害が多い。

(6) 根腐線虫

根腐線虫やシスト線虫のような特徴はないが、根の組織内に侵入して加害し、加害部は色が変わり模倣(エソ)をつくり、次第に腐敗する加害作物は、ジャガイモ、サトイモ、ドマツ、大豆等が多い。

以上の様な線虫が畑作物を加害として畑作物の生産力を阻んでいる現状から大津町では三十四年度大豆、陸稲、ビート、サツマイモに試験展示を行い、その成績は次表の通りであつた。

干害に對する自作農維持創設 資金取扱状況について

近年稀なる干慙に對し、当大津町も相当大なる被害を蒙りましたので被害農業者の必要とする自作農維持創設資金として一千二百十萬圓（開拓関係を除く）の配分を受け、貸付認定資格の要件、貸付所要金の算出貸付対象農家の範囲等に関しては十一月号大津弘報にて周知の通りであります。

県としては、この資金は年内借受適格申請者の手に渡る様との指示の基に、同町は十月二十五日及び十一月二日の二面に亘り農業委員会を招集会議を開き、借受希望申込者について、貸付要綱に基き慎重審査鑑衡し、第一回は十一月五日六十四名分、四百十六萬圓、第二回は十一月九日四十九名、三百十一萬圓、第三回は十一月十六

日、七十八名、四百八十六萬圓計百九十一名、金額一千二百十三萬圓也の貸付認定計畫書を各人に面接の上作成し、県に送達を終わりました。
更に集團開拓者のため、高尾野開拓に四十九萬圓、新小島開拓に十三萬圓、前原開拓に十萬圓、護東開拓に五十六萬圓、開拓者分計百二十八萬圓の配分を受けましたので夫々これが貸付認定計畫書十六名分を作成し十一月二十日具に持参達、これで当時に配分された開拓者分を含め一千三百四十一萬圓（三萬圓超過）借受人員二百七名の認定申請が終了しました。

農業委員会事務局

農業委員会委員選挙人名簿

登載申請書の提出について

農業委員会等に関する法律第八条第一項の規定により選挙権を有する者は、毎年十二月一日現在により同月五日までに、省令で定める様式による（配布の申請書）農業委員会委員選挙人名簿調製のための申請書を農業委員会を経由して市町村の選挙管理委員会に提出しなければならぬことになつておりますので該当者はそれなく申請されず様お知らせ致します。

該当者で申請書用紙のない方は、農業委員会事務局より交付を受け申請して下さい。この申請書に基いて農業委員会委員選挙人名簿が作成されます。こうして作られる簿にのつていないと、投票もリコールの請求もできなくなりますのでお忘れなく申請して下さい。

記

一、選挙権及び被選挙権を有する者は、一戸歩以上の農

地に耕作の業務を営む者、又その同居の親族、又は配偶者、耕作従事日数が年間概ね六十日以上に達する者、親族以外の使用人を除くこと。

二、年令は昭和十六年三月六日までを生れた者（満二十歳以上）

三、申請書は正確に記入し昭和三十五年十二月五日までに農業委員会に提出して下さい。

四、耕作面積は世帯で実際に耕作している田、畑の（畦畔を含む）土地台帳面積）合計を町、反畝歩で記入して下さい。

五、世帯主との続柄は必ず記入して下さい。

農業委員会事務局

危い少年の刃物や兇器の持ち歩き

最近少年による兇悪犯罪の増加とともに刃物の利用がとくに目立つております。日頃は使つてやろうという気持ちもなく持つていたナイフも一時の腹立をもまされや逆上（のぼせ）などの折手近かにナイフを持つていたとい

うだけで相手を死に至らしめたり傷つけたりする例はよくあることす。

昨年度（昭和三十四年）県下の警察では危険な刃物類を所持してゐた少年二六名を発見補導しこの外に刃物

類を利用して罪を犯した少年一四五名（大津署管内七名）を検挙押送しております。

またごく最近大津警察署では管内某部落の中学生十三才が手製の銃砲を持ち歩いているのを発見補導いたしましたがこの銃砲の如きはビニール製の水道管を用いた六〇糎余りの銃身、猟銃の薬きょう、八番線の針金にゴムを利用した引き金、板をけずった銃は、弾はむじ玉か小石、火薬は玩具用紙玉を数発を用いその威力は数十メートルも飛んで小鳥を射殺す本物作りであやまつて他人を傷つけるだけでなく火薬の爆発によつて自分自身も怪我をするおそれのある非常に危険なものであります。

一度あやまちを犯せば本人は勿論家族の不幸は申すま

大津警察署

「老人クラブ」設定の状況について

前号に於て「老人クラブ」について基礎的な解説を致しましたが、その後の状況をご紹介致します。

現在正式に発足して居りますのは次の二ヶ所です。

- 一、島子川地区 千鳥会（会長中品と氏以下一〇名）
- 二、芝町地区 長寿会（会長石原静雄氏以下八八名）

三、月会 毎月一〇日、会費一〇〇円、例会日持寄り
四、月会 毎月二〇日、会費一〇〇円、例会日持寄り

今まで実施した行事

- 一、会の申合、運営打合せ
- 二、血圧無料測定
- 三、老人保健の講話（当該地区の医師）
- 四、映画
- 五、法話（次回予定）

火の始末よいか 見直せもう一度

年末の火災予防運動

先月末から実施しました秋の全国火災予防週間の記事については町民の御協力により多大の成果をあげ本年になつてまた一件の火災も出しておらず本年こそは無火災の記録をたてたいものです。

でもありません。あのときナイフ（兇器）さす持つてか

なかつたらといくら悔んでも後のまつりです。

警察では兇物や兇器による少年の非行（犯罪）と被害から守るためにまずこれらを持ち歩かないよう補導に努めております。保護者の方もお子さんのナイフや兇器の持ち歩きには充分注意していただきたくとへ学校での鉛筆けずり用であつてもなるべく家で用をすませるか安全な兇物にしてやることを肝要です。

少年のナイフや兇器の持ち歩きは非行や不良の芽生えともなります。可愛いお子さんを非行から守るためにそして明るい町や村を作るために少年のナイフや兇器の持ち歩き防止に皆さんの御協力を願ひます。

両地区とも、区長さん、青年団、婦人会、民生委員の積極的な協力を得て、順調に而も次の例会を楽しみに待つていたよいてる状況でお年寄の方々に非常によろこんでもらつて居ります。

平川地区に於ては十二月十五日頃発足の予定と聞いておりますし、杉木、大林、吹田、地区に於ては準備が進んでおります。他の地区に於きましても、農閑期になりまうので民生委員、区長さん、婦人会青年団等と老人代表者の方々とお話し合ひになつて成る可く早く、全地区に老人クラブが発足することを祈念してやみません。

又その様な打合せ準備には社会協事務局も積極的に参加し、お手伝致しますので、役場厚生課まで事前にご連絡願ひます。

（大津町社会福祉協議会）

しかしこれから寒くなると火を取扱う機会が多くなり又電気器具の使用によつて火災の発生も予想されますので今後より一層防火思想の向上に努め本年中はもちろん将来も無火災の町として町民の福祉と経済の安定に努め

られるよう格段の御協力を願います。
特に本年は火事を消すことよりも出さないことに重点
をおいて火の元の後始末及び電熱器のスイッチなどに細

心の注意をはらわれ絶対に火災を起こさないよう重ねて
お願い致します。

自衛官を募集しております

防衛庁では本年度第四次（最後）の二等陸、海、空士
の募集を次の要領で募集しております。

尚時にも相当数の募集自衛官を指示してあり中学校卒
業程度の学力があれば応募でき簡単な筆記試験、身体検
査及び口述試験が行われ一月で終了します。

又入隊後の処遇も他の就職よりも優遇され安心して入隊
できます。

記

一、応募資格 昭和三十六年三月一日現在満十八才以上

十二月の納税は 固定資産税 保・險 税 第四期です

忽々本年も余す処無何もなく連日御多忙の事と存じます。左記の集合徴収日程の外に、今月は徴税員が各戸各部落
を訪問し納税に応じますので滞納分も一切残らず完納し来年に滞納を繰越さないよう努力一ししよう。

完納は明るい郷土に通う道

十二月集合徴収日程表

午前九時より	
午後三時まで	
内 牧	12月22日午前
外 牧	12月22日午後
錦 野	12月22日
鳥子川	12月22日
岩 坂	12月24日
瀬 田	12月22日午前
大 林	12月22日
吹 田	12月22日午後
森	12月24日
陣 内	12月24日
中 島	12月24日
上 町	12月24日
下 町	12月24日
高尾野	12月23日
平 川	12月23日
真 木	12月23日
杉 林	12月23日
上 中	12月23日
下 中	12月23日
久保田	12月26日
中 尾	12月26日

年賀状をお出しになる

皆さまへ

年末になりますと、郵便局は、大量の贈答小包や、年
賀状がもたらわれますが、雑駁、印刷物等、日常の郵便
も急にふえてきますので、大変混雑してまいります。と
くに、毎年十二月二〇日から、後になりますと、年賀状
が集中してきますので、さばいても、さばいても、つぎ
つぎに年賀状の山ができてしまいます。そこで皆さま
も、御出しになる年賀状がもれなく、元旦に届きますよ
う、早目に準備していただく、おそくとも十二月二十
三日ごろまで、年末の小包は、なるべく、十二月十五日

頃までには、ぜひ、御出し下さいませ。また日常の郵便
物は勿論、年賀郵便には、とくに、迷い子郵便物が、た
くさん到着したり、差し出されたり致しますので、郵便
物の、名あては、次の要領で完全に御書きの上、御出し
下さるようお願いいたします。

正しいあて名の記載方

××府××市××区××町××丁目××番地

肩書の記載例

（肩書）

様方気付

- （一）同居者、下宿人、間借人場合 世帯主または家主名
- （二）アパート居住者の場合 アパート名と部屋番号
- （三）御友だち宛には必ず、御父さんか、御母さんの
名前を書いて下さい。

遊興飲食税公給領収証

完全交付(受領)運動を展開

県民の皆さんにはよいお健やかにお仕事にお助きのことを存じお喜び申し上げます。

さて県では昨年に引続き十一月十日から十二月二十日まで「遊興飲食税公給領収証完全交付(受領)運動」を実施しております。申すまでもなく遊興飲食税は我々を呼んで開く宴会からカネーバーの一杯にいたるまでおよび遊興飲食した場合や旅館に泊つたときなどにその料金をもとにしてかゝる県税であります。此の税金は業者の方が、県に代つて受け取り、その証に県で作した領収証、つまり公給領収証をお渡しすることになつております。

業者の方はこの税金を領収証の控金額に合せて、月毎に県に納めます。でありますから公給領収証が交付されます限り、納税者である皆さんが、業者に渡された大切な税金は間違いなく県に払い込まれるわけでございします。もし納税者である皆さん方が、公給領収証に無関心で、これを受け取られなかつたり、私製のもので済まされるようなことになりまします、自然業者の方も公給領収証を書かなくなりまします。ひいては税を免れるものになるおそれがあるわけです。

こうして納まるべき税金が入りませんと、県が県民の福祉のためにと計画しました事業を行ううえに支障を来します。

税務署からのお願い

十二月は一年の総決算の月であり、一年中で一番金額の出入が多い月でもありますので、この時期に税金の滞納のある方は、完納して戴き、また、滞納がない方も、第三期分納税のために準備金を予金されまして、新しい希望に満ちた新年を迎えられますようお願いいたします。

来年こそは青色で

青色申告をしますと、税金が安くなります。例えば、夫婦と子三人の世帯で、その所得金額を年に六〇万円と仮定すれば、青色は白色に比べて、所得税が約一万六千円、概算三割方軽減されます。もつともこれは妻と子一人がその家業に専従して、各々八万円の専従者控除を受

県では本年度の遊興飲食税の収入額を約二億三千万円と見込んでおります。国は県の行う事業に対しては、相当の補助金を出してくれる場合が多いので、税収の二億三千万円は使ひようによつては事業の上で二億五千万円にも三億円にも使するわけです。

その結果は、或は校舎の建築となり、或は商工業の振興となり、災害の復旧となつて、県民皆さんの生活向上に役立てて返ってくるわけであります。もしも遊興飲食税の納め方を不安定なまゝにしておきますと、正直者が馬鹿を見る結果ともなりますので、県の税収にも大変響いてまいります。

それで今回も昨年に引続き県が公給領収証を完全に交付し、受領する運動を実施することにいたしましたのでございます。

この運動の趣旨について、業者の皆さんには、説明を終り、了承していただき、正確に実施していただくことになつております。

どうか皆さんも公給領収証の果す大きな役割を十分に理解ご認識願ひ、公給領収証の全面的な受け取りについて、進んで御協力下さいませようお願いします。これから年末にかけて益々御多忙の折柄一層の御自愛をお祈りいたします。

(菊池事務所長)

けたものとしての計算であります。

青色申告者を使ひ易い特典である貸倒準備金や価格変動準備金まで、この世帯で設定したと仮定すれば、右の違ひは更に大きく開くはすであります。そのうえ、地方税へのハネ返りまでソロバンに入れますと、恐らく青色は白色の半額の負担ですむということになりそうであります。

このように、青色申告は税金で有利になる反面、帳簿をハッキリ整然とつける義務を負つてはいません。世間には、これが面倒だという不慣れ者が多いではないが第一に帳簿がなくては銀行から融資も受けられませんまい。そのうえ、自分の経営に無駄があるかないか、損益分岐点と売上との関係はどうか、等という大切な資料の握りよう

がありません。

時代は大きく變つています。もはや戦後ではないのと同様に、もはやドングリ勘定の時代でもありません。たとえ、縁ぐに追付貧乏があるとしても、帳簿の分折で早目に外らすことができます。不精を極めこんで運をあたてにするよりも、コソコソ帳簿をつける根気運を切り開く時代であります。

だから、白色の事業者は年末の売出し等が済み次第早速、たな卸を実施して、来年月から帳をつけることにしよう。そして、三月十五日までは税務署へ青色申告の届を出しましょう。

申告即ち納税を!!

凡そ租税が適正に申告(課税)され、定められた期限にあだも、川の水の流れのように定まらず、国庫に収納されれば何等徴収上の問題は生じないのみでなく、徴収に要する費用はそれだけ減税につながるわけでございます。私達は常に「どうしたなら滞納が未然に防止できるか」ということを念頭において仕事をいたしております。病人になつてからでは、も遅い病人にならないように予防することが必要であります。

その為には

一、申告即ち納税

申告を納税と別個のものと考えないで、申告したら納税もそのときにすませますという申告納税制度本来の姿に徹して戴きたいものと思ひます。

二、徴収猶予制度の活用

名税法、災害減免法、国税徴収法に定められている徴収猶予制度を活用して戴きたいものと思ひます。

三、納税貯蓄の助行

納税貯蓄会に加入して組合員相互の協力により、一年間の税金に見合う貯蓄を助行して戴きたいものと思ひます。即ち、税金の月払ひをお願いします。

開業、廃業等の申告について

開業等の申告については、従来輕視されているのではないかと思ひますが、過年分の所得税の実績からみて、これらの申告をしなければ、税務署から調査対象または、申告指導の対象より減らした様な場合、期限後申告または、決定を後日せねばならない事になり、大変納税者に御迷惑をかけるだけでなく、金銭的にも相当損をせられた結果となつておりますので、商工業その他所得税法に定められた事業をあたに開始したとき、または、あたにその事業場を設け若しくはこれを變更し若しくは廃止したときは、その事実があつた日から一年以内に下記事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出することになつておりますので、今後は必ず実行

していただくようお願いいたします。

(所得税法第六六条の二および施行規則第六二条参照)

一、氏名および住所

二、事業場の所在地

三、事業の開始または事業場の設置若しくは廃止の年月日とその旨。

入場税について

検印のない前売券を買わないこと。および、入場券の半片を受取ることに付いては、浪曲、音楽、芝居などのとき前売券を発行しますが、正規の手續を経たものには必ず一枚一枚税務署の検印が押してあります。検印のないものは違法でありまして、正しく入場税が納まらぬ結果になりますから、検印のないものは、絶対に買わないようにして下さい。

また、入場の際は、半片を切り取つて渡すことになつておりますので必ずお受け取り下さい。

印紙税について

印紙税法によつて貼付を規定されている証書帳簿等については、必ず印紙を規定に従つて貼付されるようお願いいたします。

密造酒類の撲滅について

「ヤミ酒をなくする運動」については、かねてから皆様の御協力によつて毎年減少はしているものの、未だ農村で造られている。いわゆるドブ酒、ブドウ酒、熊本市健康町方面から輸入される密造しようちゆう等全く皆無とは云えない現状であります。

ヤミ酒の弊害については従来から宣伝いたしているとおりでありますので、ヤミ酒をなくするよう皆様の御協力をお願いいたします。

人權擁護の座談会を開催

一般の参集を希望しています

十二月四日から十日までは人權擁護週間です。大津町の人権擁護委員下河辺清次、同本山雲量阿氏はこの週間に因んだ行事を検討してありますが、来る十二月中旬十時より中央公民館に眞藤義孝議長等を招いて、人權擁護座談会を開催することにになりました。

この座談会に引続き同日午後一時より「人權擁護相談所」も開設することになつておりますので町民の皆さんの御來集をお待ちしています。